

平成 24 年 1 月 19 日

退職給付（ステップ 1）

1. 審議の状況

(1) プロジェクトの発足経緯

- 平成 20 年 9 月に公表した ASBJ のプロジェクト計画表において、退職給付プロジェクトは「MOU 関連プロジェクト項目（中長期）」とされ、国際的な見直しの議論と歩調を合わせて中長期的に取り組むこととして検討を開始した。
- 平成 21 年 1 月に「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」を公表し、寄せられたコメントや IASB での IAS 第 19 号「従業員給付」を見直す議論の動向¹も踏まえながら、公開草案に向けた検討を進めていた。IASB における遅延認識の廃止及び包括利益計算書上の取扱いについては反対していたが、財政状態計算書上の即時認識については、米国会計基準も採用しており、また、有用性が高いと判断されたため、ASBJ では、平成 21 年 9 月に、退職給付プロジェクトを 2 つのステップに分け、退職給付（ステップ 1）を現在進めている。

(2) これまでの審議の経緯

年月	内容
平成 22 年 3 月	公開草案を公表。
平成 22 年 6 月 ～平成 22 年 10 月	専門委員会及び委員会において、公開草案に対するコメント対応を審議。
平成 22 年 10 月	委員会において意思確認が行われ、公開草案の公表時と同様に、退職給付プロジェクトは 2 ステップ・アプローチを採用し、ステップ 1 の最終基準化を進めることが暫定合意された。
平成 22 年 10 月 ～平成 23 年 4 月	単体財務諸表に関する検討会議において、未認識項目の負債計上の取扱いが議論される。平成 23 年 4 月に報告書を受領する。
平成 23 年 6 月	委員会において、未認識項目の負債計上の取扱い及び適用時期を審議。
平成 24 年 1 月	単体検討会議に関連するテーマの今後の進め方を審議。

¹ IASB は遅延認識の廃止に係る審議で、包括利益計算書上、平成 21 年 1 月に純損益で即時認識することを暫定合意している。その後の会議で、数理計算上の差異をその他の包括利益として認識する（かつノンリサイクリング）という暫定合意がなされ、平成 22 年 4 月に公開草案として公表されて平成 23 年 6 月の最終基準化に至っている。

２．未認識項目の負債計上に関する事項

- 前回の委員会（平成 24 年 1 月 10 日）では、今後の進め方（案）として、未認識項目の負債計上に係る連結財務諸表の取扱いについては、公開草案に対するコメント等において比較的異論が少ないと考えられるため、改正する方向で検討を行ってはどうかと提案している。
- 一方、未認識項目の負債計上に係る単体財務諸表の取扱いについては、分配可能額、年金法制等との関係などの理由により、現状では、会計基準を改正することのコンセンサスが十分には得られていない²と考えられ、当面、現行の処理を維持することとしてはどうか、と提案している。

上記を踏まえた場合、次の２点が派生論点として生じるものと考えられる。

- 単体財務諸表において、任意で連結と同じ方法である未認識項目の一括負債計上を採用することを認めるか否か。
- 単体財務諸表において、どのような追加開示を求めるか否か。

（１）単体財務諸表における一括負債計上の容認について

案１：単体財務諸表上、一括負債計上の処理を設けない（基準化しない。）

案２：単体財務諸表上、連結に準じて一括負債計上できる扱いを設ける。

（案１の理由）

- 任意での計上は、会計基準の信頼性を損なう可能性がある。
- 個別財務諸表を中心に企業間比較が行われている業種もあり、比較可能性が損なわれることになる。
- コンセンサスが十分には得られていない中では、任意であっても認めるべきではない。
- その他の包括利益が単体財務諸表に表示されない中で、未認識項目を評価・換算差額等に直接計上するなどにより技術的な対応は可能であるが、実務上の複雑さが増す。
- 他の制度にも影響を与える可能性があるため、任意での計上を認めると、混乱が生じる可能性がある。

² 未認識項目の負債計上を単体財務諸表に適用することへの懸念として、次のような意見が聞かれる。

未認識項目を純資産の部に差損（借方）として計上すると、分配可能額に影響が及ぶ。

確定給付企業年金法による規制の結果、経営上合理的な方法によって事業再編時における資産の移管、債務の引継が困難な状況が存在し、また、受給者について事実上移管できず、当該部分に係る負債を単体財務諸表に認識せざるを得ない結果となり、経営上、納得感がない。

単体財務諸表において財務制限条項に抵触する可能性がある。

一方、単体財務諸表への適用に同意するものとして、次のような意見が聞かれる。

会社法における分配規制は、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って作成された計算書類を前提として、必要な調整を加えて分配可能額を計算するものである。

年金法制により不合理な影響を受ける会社がどの程度なのか明確でなく、また、影響を受ける場合の範囲は、負担する退職給付債務の一部ではないかと考えられる。

財務制限条項への抵触の可能性があれば、何らかの対応を当事者間でとることが考えられる。

（案２の理由）

- 連単の比較可能性の観点からは、連結と同じ方法を任意で採用することを妨げる必要はない。
- 実務面を考慮すると、連結と同じ方法を任意で採用するニーズがある可能性がある。

（２）単体財務諸表における追加開示について

案１：連結財務諸表と異なる処理をしている旨を注記する。

案２：異なる処理をしている旨及び仮に一括負債計上した場合の金額情報を注記する。

（案１の理由）

- コンセンサスが十分には得られていない中では、追加開示も慎重にすべきである。
- 従来から、退職給付に関する詳細な開示は連結ベースのみ求められており、単体では要しないとされている³。
- 金額情報の開示を新たに求めると、単体は当面、現行の処理を維持することとの整合性が図れない。

（案２の理由）

- 本表で差はあるものの、注記により連単の比較可能性及び情報の有用性が補完できる。

なお、このほかに、連結財務諸表非作成会社への金融商品取引法上の対応が論点として考えられる。

【参考】

連結財務諸表を作成していない有価証券報告書提出会社は、財務諸表等規則に基づき、単体財務諸表の注記事項として未認識項目の残高を従来から開示している。

³ 未認識項目の期末残高は、連結財務諸表規則及び財務諸表等規則において、注記事項として定められているが、連結財務諸表を作成している会社は、単体財務諸表において注記は要しないとされている。

３．未認識項目の負債計上以外の退職給付ステップ１に関する論点

未認識項目の負債計上以外の他の項目については、公開草案を公表するまでの間、専門委員会及び委員会において長時間議論されてきたが、前回の委員会（平成24年1月10日）では、公開草案に対するコメント等において比較的異論が少ないと考えられるため、連結・単体ともに改正する方向で検討を行ってはどうか、と提案している。具体的な項目は以下のとおりである（参考資料も参照）。

（１）退職給付債務の計算¹

項目	現行	公開草案
退職給付見込額の期間帰属	期間定額基準を原則とし、他の方法も一定の場合に認められる。	期間定額基準と給付算定式基準 ⁴ の選択適用とする。 【改正案の理由】 ✓ 適用の明確さで優れていると考えられる期間定額基準を維持する。 ✓ 国際的な会計基準で採用されている給付算定式基準を選択適用という形で認める。
割引率	割引率の基礎となる期間は、退職給付の見込支払日までの平均期間を原則とするが、実務上は従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とすることもできる。	退職給付の見込支払日までの期間ごとに設定された複数のものを使用することを原則的な考え方とするが、実務上は給付見込期間・給付金額を反映した単一の加重平均割引率を使用できる。 【改正案の理由】 ✓ 退職給付債務は、その給付時期や金額が各々異なる債務を積み上げたものであり、より適切に割引くために、割引率には給付時期だけでなく金額も考慮すべき。 ✓ 国際的な会計基準における考え方との整合性を図る。
予想昇給率	退職給付見込額の見積りにおいて、	退職給付見込額の見積りにおいて、予

⁴ 勤務期間の後期における給付算定式に従った給付額が、初期よりも著しく高い水準となる場合は、当該期間の給付額が定額で生じるとみなして補正した給付算定式に従う。

	<p>確実に見込まれる昇給等を含む。ベース・アップは確実かつ合理的に推定できる場合以外は含めない。</p>	<p>想される昇給等を含む。 【改正案の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 割引率や長期期待運用収益率等の計算基礎は、不確実性を伴う長期の予測に使用されるため、退職給付の支払に充てられるまでの期間に基づくこととしており、予想昇給率について確実なものだけを考慮することは、割引率等の計算基礎と整合性を欠く結果になり適当ではない。 ✓ 国際的な会計基準では確実性までは求められていない。
<p>長期期待運用収益率</p>	<p>年金資産は、将来の退職給付の支払に充てるために積み立てられているものであり、期待運用収益率は、保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して算定する。</p>	<p>長期期待運用収益率は、年金資産が退職給付の支払に充てられるまでの時期、保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して設定する。 【改正案の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 年金資産が将来の退職給付の支払に充てるために積み立てられ、長期的に運用されている点を踏まえ、国際的な会計基準の取扱いも参考に、長期期待運用収益率の算定は、退職給付の支払に充てられるまでの期間にわたる期待に基づくことを明らかにした。

4

- 1 退職給付債務の計算の見直しは、IFRSの任意適用上、連結・単体の二重計算を回避できるというメリットがある。
- 2 適用初年度に限り選択が認められる。以降は会計方針として継続適用する。
- 3 公開草案後の審議では、寄せられたコメントを踏まえ、国際的な会計基準と同様に、給付見込期間ごとに複数の割引率を設定する方法を原則とは位置付けず、当該方法も給付見込期間・金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法もいずれも選択

審議事項（２）

可能とする方向性である⁵。

- 4 公開草案の検討過程では国際的な会計基準との考え方に大きな差異はないものの、短期間の運用収益率を見積る実務が存在するなど運用面においても同じであるか疑問とする指摘を受けて表現を見直すものである。なお、従来の考え方を改めるものではなく、取扱いの明確化にすぎないため、会計方針の変更には該当しない。

（２）表示

項目	現行	公開草案
科目名称	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 退職給付引当金 ▪ 前払年金費用 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 退職給付に係る負債 ▪ 退職給付に係る資産 <p>【改正案の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 未認識項目について、その他の包括利益を通じて負債計上するため、当期の負担に属する額を当期の費用として引当金に繰り入れるという考え方と整合しない。

- 1 仮に、未認識項目の負債計上に係る単体財務諸表の取扱いについて、当面、現行の処理を維持することとなる場合には、単体財務諸表における科目名称も現行のまま（退職給付引当金及び前払年金費用）となる。

（３）開示

項目	現行	公開草案
注記開示	<p>一定の項目を開示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 退職給付債務及びその内訳 ▪ 退職給付費用の内訳 ▪ 退職給付債務等の計算基礎 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 割引率、期待運用収益率 ➢ 退職給付見込額の期間配分方法 ➢ 過去勤務債務の処理年数 ➢ 数理計算上の差異の処理年数 	<p>退職給付債務・年金資産の期中増減や、年金資産の内訳項目などを拡充。</p> <p>【改正案の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報の有用性を高める。 ✓ 国際的な会計基準の開示レベルを参考にする。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 退職給付制度の概要 ▪ 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 ▪ 年金資産の期首残高と期末残高の

⁵ 重要性基準は改正しない。このため、単一の加重平均割引率を使用する場合、期末において割引率の変更を必要としないかどうかについては、現行の実務と同様の方法で判定することが考えられる。

審議事項（２）

		<p>調整表</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 退職給付に関連する損益 ▪ 年金資産に関する事項(内訳含む) ▪ 数理計算上の計算基礎 ▪ その他の包括利益の内訳 ▪ その他の包括利益累計額の内訳 ▪ 翌期支払予想額(拠出・退職給付)
--	--	---

- 1 公開草案後の審議では、寄せられたコメントを踏まえて一部見直している。例えば、事業主の翌期支払予想額（拠出・退職給付）の注記は求めない方向性である。
- 2 仮に、未認識項目の負債計上に係る単体財務諸表の取扱いについて、当面、現行の処理を維持することとなる場合には、単体財務諸表において「その他の包括利益の内訳」及び「その他の包括利益累計額の内訳」の注記は求めないこととなる。

（４）その他の論点

項目	現行	公開草案
複数事業主制度	複数事業主間において類似した退職給付制度を有している場合、年金資産の額を合理的に計算することができないケースにあたらないとみなす。	<p>類似した退職給付制度を有している場合でも一律に計算できないケースにあたらなものはみなさず、制度の内容を勘案して判断する。</p> <p>【改正案の理由】</p> <p>✓ 類似した制度を有することをもってただちに合理的に計算できるとはいえないため。</p>

以上

(参考資料)退職給付会計基準の改正概要

検討論点	日本基準		IAS19		備考
	現行	ステップ1(ED)	2011改正	現行	
1. 未認識項目の取扱い					
数理計算上の差異	B/S遅延認識	B/S即時認識	B/S即時認識	B/S遅延認識又は即時認識の選択	
	P/L遅延認識	同左	OCI即時認識	P/L遅延認識又はOCI即時認識の選択	
	N/A	OCI即時認識			
	N/A	リサイクリングあり	同右	リサイクリングなし	
過去勤務費用	B/S遅延認識	B/S即時認識	B/S即時認識	権利確定分は一括償却	
	P/L遅延認識	同左	P/L即時認識	未確定分は遅延認識	
	N/A	OCI即時認識	N/A	N/A	
	N/A	リサイクリングあり	N/A	N/A	
重要性・回廊	重要性基準	同左	廃止	遅延認識の場合は回廊方式	
2. PBO計算の取扱い					
期間帰属方法	原則：期間定額基準 一定の場合は他(支給倍率基準等)も容認	期間定額基準と 給付算定式基準の 選択	同右	給付算定式に基づく	
割引率	平均残存勤務期間	イールドカーブ	同右	イールドカーブ	
期待運用収益	見積る	「長期」の明確化	割引率を適用	見積る	
昇給率	確実に見込まれる	予想される	同右	予想される	



検討論点	日本基準		IAS19		備考
	現行	ステップ1(ED)	2011改正	現行	
3. 表示・開示の取扱い					
注記事項	一定の項目	改正前IAS19の開示項目を中心に拡充	感応度分析など開示の拡充	一定の項目	
費用の分解表示	純額表示	同左	同右	分解表示は任意	
4. その他の論点					
複数事業主	年金資産を計算できないとき、一定の開示（類似の制度は計算可とみなす）	類似の制度は実態で計算可否を判断	開示の拡充	十分な情報を入手できないとき、一定の開示	
清算・縮小	損益処理	同左	同右	損益処理	
B/S総額表示	純額表示	同左	同右	純額表示	
簡便法	期末要支給額など	同左	同右	例外処理の定めなし	

以上